

平成26年6月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年6月20日(金) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年6月20日(金) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	3番議員	吉筋惠治
4番議員	中根幸男	5番議員	鈴木托治
6番議員	西田彰	7番議員	太田康雄
8番議員	亀澤進	9番議員	山本俊康
10番議員	榎原淑友	11番議員	片岡健
12番議員	小沢一男		

5 不応招議員 2番議員 小澤哲夫

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 不応招議員に同じ

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山眞人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村松 弘	保健福祉課長	村松 富夫
産業課長	三浦 強	建設課長	鈴木 可浩
上下水道課長	山田 裕一	学校教育課長	大場 満明
社会教育課長	鈴木富士男	病院事務局長	西谷 勉次
会計管理者	高木 利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦 健 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

議案第48号	森町税条例の一部を改正する条例について
議案第49号	森町都市計画税条例の一部を改正する条例について
議案第50号	森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第51号	平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）
議案第52号	平成26年度森町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
議案第53号	平成26年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
議案第54号	平成26年度森町病院事業会計補正予算（第1号）

<議事の経過>

議長 (榎原淑友君) 会議に先立ち、ご報告いたします。

森町議会会議規則第2条の規定により2番、小澤哲夫君から欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第48号「森町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

	質疑はありませんか。
4番議員	4番、中根幸男君。
	(中根幸男君) 4番、中根幸男でございます。1点質問させていただきます。
	今回の税条例の改正で、町民法人税割のですね、引下げが100分の12.3から100分の9.7に2.6パーセント引き下げるということでございます。また、併せてですね、軽自動車税につきましては、1.5パーセントの引上げということでございますが、26年度中の影響額は特にないと思いますけれども、通年の影響額がどの程度になりますかお伺いをしたいと思います。
議長	(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。
町長	(村松藤雄君) この法人税、あるいは軽自動車税の影響額ということでございますけども、まず質問で軽自動車税の影響額1.5パーセントといわれましたけども、1.5倍でございますので、質問の訂正をお願いをしたいと思います。
	まず、法人税につきましては、これは実施が26年の10月1日以降事業がスタートするということでございますので、26年に決算を迎えて法人税を納めていただくというケースはほとんどないということになろうかと思います。したがって、影響が出てくるのは27年度からと、こういうふうになろうかと思っています。
	27年度からといいますとですね、27年度の企業の決算がどうなるかなかなか見積もりづらいということになりますので、まずは26年度の見込みを27年度と同額と予測した場合に、その当初予算で見込んでいる額でいきますと、マイナス23,865千円の減収になります。ただ、この減収措置以外にですね、国が新たな税源を作っております。この新たな税源につきましては、その国税を新設するわけですけども、その国税は全額地方交付税に充当するということでございますので、簡単なことをいいますと、今まで地方の税源であったものが国の税源に変わって、そして国の税源として地方に配分されると、こういうふうになろうかと思います。

新たな税源の起用率につきましては、4,725千円くらい増えてくるだろう、このように思っております。それプラス、我々は交付団体でございます。不交付団体ですと、国が交付税の財源を充当していただいても、頂けないわけですけども、交付団体となりますと、基準財政収入額が23,805千円減額になるわけですけども、ただ、基準財政収入額をカウントするときには、75パーセントということでカウントいたしますから、23,865千円の75パーセントは17,899千円、ですから地方交付税の計算上、収入が17,899千円減ることになりますので、一方、基準財政支出額については変わりませんから、収入が減った分だけ交付税としてその分が見てくれるようになります。

だから、トータルとしてどうなるかっていいますと、マイナス1,241千円くらいの影響が出てくるだろうと、このように予測をしているところでございます。ですから、単純に税収が減った、地方としては困るねではなくて、その分が今度は交付税として補填をされてきて、実質森町としての法人町民税の影響額は1,241千円の減額になる。このようにご理解をいただければと思います。

それから、軽自動車税についてでございますけども、軽自動車税につきましては担当課長の方から答弁をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長
（ 榊原淑友君）税務課長。

税務課長
（ 村松也寸志君）税務課長です。ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年4月1日における軽自動車税の課税台数につきましては、原動機付自転車が1,398台、軽自動車のうち2輪のものが383台、3輪以上のものが7,369台で、計7,752台となっております。また、小型特殊自動車が292台、2輪の小型自動車が451台の計9,893台となっております。原動機付自転車、軽自動車のうち2輪のもの、小型特殊自動車、2輪の小型自動車につきましては、平成27年4月1日からの改正後の税額が適用となります。軽自動車のうち3輪以上のものにつきましては、平成27年4月1日以後に最初の新規登録を

受けたものから改正後の税率が適用となりまして、平成27年3月31日以前に最初の登録を受けたものにつきましては、現行のままの税率となります。これが適用になります。

これらを試算しますと、影響額としては4,581,800円、今年の課税額で置き換えますと、4,581,800円の増額となる見込みでございます。以上です。

議長　（ 榊原淑友君 ）他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

（ 太田康雄君 ）今回の税条例の改正、大変多岐にわたっているかと思いますが、提案理由では法人町民税の法人税割の減額、それから軽自動車税の増額、また、耐震改修家屋の減額措置に関する、その3点が説明をされましたけれども、その他にですね、森町に住む納税者の方が影響を受けるようなものが、どのようなものがあるかお答えいただきたいと思います。

それから、耐震改修を行った家屋の固定資産減額措置というものは、今回の改正より、今回それが新たに設けられたというわけではなくて、以前からあった制度であると伺いましたが、それでは、今までにですね、この耐震改修を行った家屋の減額措置というものがどれぐらい申告されているか、その点をお願いいたします。

議長　（ 榊原淑友君 ）税務課長。

（ 村松也寸志君 ）税務課長です。それではただ今のご質問にお答えします。

まず、附則第6条の、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越し控除の適用期限の延長、これに関する改正につきましては、この適用期間が2年延長されます。全員の町民の方というわけではございませんが、該当する方ということになります。

それから、附則第6条の2の、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越し控除に関する改正、この適用期間が2年延長されております。

それから、附則第17条の2の、優良住宅地の造成等のために土地

を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる町民税の課税の特例に関する改正でございます。この軽減税率の適用期間が平成29年度分までの3年延長されることになります。

今太田議員のご質問ありました全員ではございませんけども、該当する方につきましては、主なものは3点でございます。

それから、耐震の実績ですが、過去3年の実績についてお答えさせていただきます。平成22年度が3件、平成23年度が5件、平成24年度が6件となっております。以上です。

議長　（榎原淑友君）7番、太田康雄君。

7番議員　（太田康雄君）ただ今、耐震改修家屋の固定資産減額措置の実績について伺ったわけでありますが、これは実際に耐震改修を行った方のすべてではないというふうに思われますけれども、その辺のところ、これは建設課の方の所管になるかと思いますが、耐震改修を行われると固定資産税が申告をすれば減額になりますというお知らせが十分にされているかどうか、その辺のところはいかがでしょう。

議長　（榎原淑友君）建設課長。

建設課長　（鈴木可浩君）ただ今、耐震についての資料がございませんので、はっきりと申し上げられませんので、後ほど答弁させていただきたいと思います。

議長　（榎原淑友君）税務課長。

税務課長　（村松也寸志君）地震対策につきましては、広報等で周知しております。例えばですね、平成25年6月につきましては、「今すぐ始めよう、わが家の地震対策」ということで、まず1点目が「わが家の専門家診断」、2点目が「木造住宅補強計画の作成」、3点目が「木造住宅耐震補強工事」その内容、それから、4点目として「ブロック塀の撤去」、5番目として「ブロック塀の改善」ということで、こういった形で広報を1ページ使いまして、住民の方にはPRしてございます。以上です。

議長　（榎原淑友君）町長、村松藤雄君。

町 長	(村松 藤雄 君) 耐震改修といつてもですね、建築確認を伴う耐震改修と、建築確認を伴わない、内部の耐震改修と二つあるかと思います。
	建築確認を伴う耐震改修については、行政としても捕捉ができるわけですけど、建築確認を伴わない耐震改修については、元々家ですね、訪れて確認をするということはなかなかできないということですから、評価額が内部改修をされても評価が増額されるということがなかろうかと思いますから、そういうケースについては、このような減額措置そのものの必要性がなくなってくると。建築確認を伴う耐震改修、この部分については捕捉ができますから、きっとそういう部分について減額ができますよということを周知をさせていくということは必要かと、このように思っているところでございます。
議 長	(榊原 淑友 君) 他に質疑はありませんか。
6 番議員	6 番、西田彰君。
	(西田 彰 君) そうしますとその耐震をですね、進める行政としてね、やっぱりその耐震改修をした人のメリットというものがね、建築確認を伴わない場合は余りないということになってしまって、耐震改修が進まない要因にもなってしまうのではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょう。
議 長	(榊原 淑友 君) 町長、村松藤雄君。
町 長	(村松 藤雄 君) 元々、耐震改修についてはきっと助成制度がございましてやるわけですし、今メリットがないというのはですね、耐震改修をして家屋評価が増額をされると、その増額したままになるとメリットがないということになるわけですけども、そういう増額がされなければ、元々マイナス要因がないわけですから、逆にデメリットが発生しないと、こういうふうになろうかと思っています。
議 長	(榊原 淑友 君) 6 番、西田彰君。
6 番議員	(西田 彰 君) 自動車の税額が上がるという点で質問しま

すが、取得税は安くなつたですよね。で、買いやすくなつた。しかし、買うと今度は税金が高くなるということで、森町が先ほど4,580千円くらいの増になるということですけども、やはりこの車を購入するとか、つまり消費をするということに対する影響というものが、ただ税収だけのみならず、消費動向にも影響してくると思うんですが、その辺はどのようにとらえているでしょう。

議長

(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長

(村松藤雄君) 今税収の議論をしているわけで、経済情勢を議論しているわけではございませんので、我々としてはこの税収改定によって、消費動向がどうなるかというふうについては、国情報を見るとということになろうかと思います。

一般論としてはですね、軽自動車税の現在持っている人については、新しい課税が発生しませんよと。しかし、新しく買うときには1.5倍になりますよということですけども、普通自動車税と軽自動車税については、元々軽自動車税が優遇されすぎているという関係上、そういうことから軽自動車税の税額が上がったという経緯もございます。ですから、これによってですね、軽自動車税の消費動向が減退するということについては、余りないのでないのかなと、このように思っているところでございます。

ですから、この税額の改定によって、消費動向はどうなのっていうと、今の物価等々の買換え需要は、消費税が上がって4月、5月、6月くらいは減額するかもしれないけども、7月以降については持ち直してくるだろうと、このように予測をされていますし、実際に自動車の需要等々の新聞報道を見ても、余り落ちていないということになっていますので、トータルするとそんなに影響はない、このように思っているところでございます。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第2、議案第49号「森町都市計画税条例の一部を改正する条

	例について」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
(発言する者なし)	
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第3、議案第50号「森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	1番、伊藤和子君。
1番議員	(伊藤和子君) 1番、伊藤でございます。4点ほどお伺いいたします。
	国保税の後期高齢者支援者等に係る賦課限度額が14万円から16万円に、介護納付金賦課額に係る賦課限度額が12万円から14万円に、それぞれ2万円引き上げられるということは、今限度額にいってしまっている方というのは、この限度額を改定したとしても、その方たちはもう限度額ということでおよろしいのでしょうか。そのようにとってもよいかということと、また、限度額に対しては、すれすれで限度額に入っている方と、今回の限度額まで伸びる世帯があると思いますが、その世帯数の把握というのはできておりますでしょうか。
	それとですね、後期高齢者、それから介護の分に関しては、それがどのぐらいの世帯数が増えているか、それも教えていただきたいと思います。
	最後にもう1点ですけども、金額の資産に関しては、どのぐらいの金額なのか教えていただけますでしょうか。よろしくお願ひします。
議長	(榊原淑友君) 住民生活課長。
住民生活課長	(村松弘君) 住民生活課長です。ただ今のご質問にお答えいたします。

最初のですね、限度額に達している方の扱いですけども、既に限度額に達している方についての影響はございません。それから、影響する世帯数でございますが、26年度の課税につきましては、つい先日25年度所得の決定がされたばかりでございまして、まだ付加の作業が行っておりませんので、26年1月現在の賦課の所得状況によります試算で申し上げますと、支援分で23世帯、それから、介護分で12世帯、これはそれぞれの税目で計算をしておりますので、中では両方に関係している世帯もいるかもしれません、合わせて35世帯、金額につきましては支援分で46万円程度、介護分で24万円、合わせて70万円程度の影響額と見込んでおります。

すいません、表現が適切ではありませんでした。14万円の限度額の方は16万円ということで、私が間違って説明をしましたのは、16万以上の方について影響がないということでございます。

議長　（榎原淑友君）他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員　（西田彰君）そうしますと、今年度の26年度の予算、本算定されると、予算において支援、介護とも46万、24万の見通しになるということでよろしいのでしょうか。元々国保へ入っている方は、そう収入が多くない人たちが加入しているという実態がございますけども、金額的にしれてるよというのか、引き上げることによって何世帯かは影響が出るということになりますけども、その確認です。

それから、軽減措置は継続されるということですが、もう少しその辺を詳しく。

議長　（榎原淑友君）住民生活課長。

住民生活課長　（村松弘君）住民生活課長です。国保税の予算、収入の見込額でございますけども、これは26年度賦課をかけた数字ではございませんで、歳出に対してそれぞれ歳入を当てた残りの金額でですね、過去の実績等を勘案して予算計上をさせていただいたいるところです。したがいまして、結果としてはですね、この制度、税条

例の改正によって、先ほどご説明しました金額が理論上は増えてくるということでございますが、決算としてどうかということになりますと、これは今後の賦課の状況、国保の世帯の方の所得の状況によって変わってくるということでございます。

それから、軽減の方のご質問でございますけども、全協でもお話をさせていただきましたが、軽減の対象となる方の所得、基準がですね、拡大されるということで、簡単に言いますと、軽減される方が増えるということでございます。この影響額についてはですね、全体で8,000千円程度減額になるということでございます。ただ、基盤安定の財源措置がされておりますので、4分の3は県からの負担金、4分の1はですね、町の一般会計の負担金ということでございますので、国保会計としては特に負担が増えるということはないというふうに思っております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員

(太田康雄君) ただ今住民生活課長の方から、それぞれの影響額について、また、それに伴う国保会計の措置について説明いただきました。もう1点ですね、確認させていただきたいところは、軽減が拡大されることで、対象となる、想定される世帯数、引上げについては35世帯ということがありましたので、軽減の拡大によって、いってみれば恩恵を受けるといいますか、影響を受ける世帯数をお願いいたします。

議長

(榊原淑友君) 住民生活課長。

住民生活
課長

(村松弘君) 住民生活課長です。世帯数でございますけれども、医療分で167世帯、後期高齢者支援分で同じく167世帯、介護納付金で102世帯の436世帯ということで、これにつきましても26年1月現在の課税資料に基づいての試算でございます。以上です。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長

(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

日程第4、議案第51号「平成26年度森町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根幸男でございます。2点ほど質問させていただきます。

まず最初に、歳出の7・8ページ、4款2項1目、清掃総務費、工事請負費が清掃センターの解体撤去工事113,000千円の計上でございます。これは旧清掃センターの解体ということで、ダイオキシン等の発生も考えられますが、その辺の対策がどのようにになっているか。また、合わせて整備後ですね、解体後の跡地の利用をどのように考えておられるか伺いたいと思います。

それからもう1点、歳出の11・12ページの、10款3項1目、学校管理費、工事請負費、旭が丘中学校給食棟耐震補強工事の関係ですが、工事ですね、予定時期がいつ頃になるのか、合わせて伺いたいと思います。

議長 (榎原淑友君) 住民生活課長。

住民生活課長 (村松弘君) 住民生活課長です。清掃センターの解体についてのご質問にお答えいたします。

最初に、ダイオキシン対策でございます。工事の作業のやり方といいますか、方法でございますけども、建物全体をですね、シート等ですね、全体を覆います。その後、高圧洗浄によります清掃をして、それから解体に入るということでございまして、中をですね、負圧、気圧を下げましてですね、外にほこりが出ないような措置も施し、それから、洗浄に伴います水もですね、外に流れ出ないような措置を施しまして、作業をいたします。それから、作業中、作業後もですね、大気汚染等、土壤汚染等の数値も測定をしながら進めていくということでございます。

次ですね、跡地の利用でございますけども、今現在の場所はで

すね、大河内森線から 1 キロメートルほど上った山中にあるということで、地形も不整合で、進入路も狭隘ということでございます。今までですね、焼却場として利用してきたという経過を考えますと、近い将来ですね、新たにここに何らかの施設を整備するというのは、現実的には考えにくいのかなということでございます。したがいまして、当面はですね、普通財産として管理していくというふうに予定をしております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 学校教育課長。

学校教育

(大場満明君) 学校教育課長です。ただ今の中根議員の、旭が丘中学校給食棟耐震補強工事の時期はということでございますけれども、学校の夏休み中に工事を実施したいと考えておりますので、本補正予算が通過しましたら、来月の入札を行いまして、7月の夏休みからの中に内装は何とか仕上げたいと考えています。外装工事もありますので、一応 9 月いっぱいくらいを工期と考えております。以上です。

議長

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

3 番、吉筋惠治君。

3 番議員

(吉筋惠治君) 補正予算の歳出の点で、1 点お伺いいたします。

9・10 ページ、8 款 2 項 3 目、道路新設改良費 6,650 千円が計上されている中に、測量設計業務委託料として 1,650 千円、これは庵山、森幼稚園の道路の整備にかかる設計委託料だと思いますが、この議会に請願書も出されております。この周辺の整備、道路整備については、以前より子どもの通学、父兄の子どもの送り迎えに多少の支障があるので整備したいという話は以前から出ており、この請願書の方向で私は進むとよいのだがなあと自分では個人的に思っておりますが、ここに設計委託料 1,650 千円がついておるということは、その方向で進んでおることだろうと思いますが、これをいつ頃、どのように、期限も含めて整備を考えているのか、そうなっていくのか、請願のことありますので、ちょっとその辺りのことを詳し

	くお聞きできれば有り難いと思います。
議長	(榊原淑友君) 建設課長。
建設課長	(鈴木可浩君) 建設課長です。補正予算説明書の9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費、細目の0001、町単独道路改良事業13節、委託料の測量設計業務委託料1,650千円のご質問ですが、現在建設中の森町総合体育館の周辺道路の、まずは町道名ですけども、体育館の前面、南側の道路を町道周智高校線、東側、森小学校側の道路を町道庵山線、そして、北側、保育園、幼稚園側の道路を森幼稚園線と呼んでおります。
	新体育館の外構工事のうち、森小学校側につきましては、既設道路であります町道の庵山線から広く余裕を取って計画されているわけですが、新体育館完成後の人や車の動線等を考慮した道路の将来設計、いわゆる道路の基本設計が必要であると判断しまして、今回新体育館周辺道路の予備設計作成費用として1,650千円を補正予算計上させていただきました。
	今後の予定等でありますけれども、まずはその予備設計の内容ですけれども、まずは現地調査をしまして、基本的な道路の線形、縦断、横断、道路幅員等についても検討して参りたいと思っております。また、この道路の詳細設計ではありませんので、予備設計を作ることによりまして、体育館の外構工事にも反映させていきたいと考えておりますし、この予備設計を作成することにより、新体育館と周辺道路とが一体的なものになるかと考えております。
	ご質問の今後の見通しの件ですけども、まずは車道幅員をどれぐらいにするか、それとか歩道を取るのか、片側歩道にするのか両側歩道にするのか、あるいは幅員を広めた影響でつぶれ地がどれぐらい出てくるのか、民地にかかるてくるのか、後は森小学校の方にも影響してくるのではないかとも危惧されますけれども、全体事業費は幾らとか、財源の話、いろんな数多くの検討項目がありますので、それら一つ一つを、まずは手順を踏んで進めて参りたいと考えております。以上です。

議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
6番議員	6番、西田彰君。 (西田彰君) 3点お願ひします。9・10ページ、7款1項3目、観光費3,300千円、遠州の小京都まちづくり推進会議の関係で、基本構想の策定業務委託料ということでございますが、なかなかこの小京都を標榜するに、これが小京都だっていうところになかなかね、いかないっていうのが現状ではないかと思うんですね。ですので、この委託料をお願いするに対して、どのような業者が、本当にその京都らしさをね、作れるかという、そういったもの、専門的なものがないと、なかなかこの基本構想がね、絵空事になってしまうというような感じもするんですが、どのような業者に、どのようなその業者は専門性を持っていて、どのような業者にやるのか。まずそれを質問します。
	それから、体育館の関係の8款2項3目ですけども、工事請負費の5,000千円、これから予備設計の委託料が出ている中で、これは工事の方は進めるとなると、工事そのものがダブってしまうのではないか、現実、今本当に危険で困っているっていうことであれば、とりあえずは応急処置的にやっておかなければいけないんですが、2・3年後にはね、これが道路の改修ができるとなると、これがだぶって工事になってしまってはいかないかという気持ちもしますが、これはいかがでしょう。
議長	それから、9款1項5目の、自治総合センターコミュニティ助成金の関係で、自主防の可搬ポンプ、これかなり予定よりも計画よりも順調に進んでいるようですが、まだ全部配備されておりません。最終的にどの地域が整備されるのか、どれぐらい今現在残っているのか、その辺をお願いします。
産業課長	(榊原淑友君) 産業課長。 (三浦強君) 産業課長です。ただ今の遠州の小京都の委託業者というお話でございますが、この基本構想は、飽くまでも遠州の小京都まちづくり推進メンバーが主としてとりまとめるという

ものでございます。今回は、その業務をとりまとめるサポート的な、運営支援といったものを考えているわけでございます。ですので、以前から町の方で総合計画、あるいは都市計画等で委託しているようなコンサルというものを、一応考えております。以上です。

議 長

(榊原淑友君) 建設課長。

建設課長

(鈴木可浩君) 建設課長です。9・10ページ、町道改築工事の5,000千円のご質問ですが、新体育館、現在建設中の新体育館の裏の道路、町道森幼稚園線と呼んでおりますけれども、この道路、以前地元の拡幅要望によりまして、昭和61年から平成2年までの5箇年をかけまして、全線270メートルを整備しております。当時は周智高校の格技場や実習棟、そして個人のお宅、保育園、幼稚園、お寺、そして山だの、物理的な制約のある中、周智高校の学校敷地との境界沿いに、コンクリートブロック積擁壁を施工するなどして、最大限の拡幅工事を行っております。

恐れ入りますが、配付させていただきました議案の説明資料をご覧いただきたいと思いますが、赤く着色した42メートル区間につきまして、道路幅員が3.5メートル程度であります。そのため、既存の側溝が車の轍付近に布設されているため、側溝の蓋と、蓋を支えている側溝の部材が、経年劣化によりまして、車の通行時に激しいガタツキ音が発生しております。今後、この蓋が割れたり、破損したり、落下する危険があることから、この側溝については、道路の北側、宅地沿いに布設替えすることによりまして、車の走行時の安全性の確保と、車の通行時のガタツキ音の低減により、沿道の生活環境の改善を図るため、今回、この側溝改修費用として5,000千円の補正予算を計上させております。

先ほどの委託料の関係ともありますけれども、道路の北側ということ、それとその図面に書いてありますけども、確かに来年度、下水道管、上水道管の布設位置書いてありますけども、それとはバッティングしないというか、影響はしません。それと、将来的に拡幅があった場合も、今回の側溝とは影響しておりませんので、2重の投

	資とはならないと考えております。以上です。
議長	(榊原淑友君) 防災監。
防災監	(村松利郎君) 防災監です。9款1項5目、災害対策費の備品購入費の質問の件でございますが、これは、各自主防災会に配備されている可搬ポンプの更新のための補正予算でございます。これにつきましては、平成23年度から28年度の計画で、計68台の、全体で68台の更新の計画を持っておりまして、平成23年度から、今年度26年度までに更新の予定となるものが52台となります。従いまして、あと16台の更新が残っておりますが、それは平成27年度9台、平成28年度7台の更新の予定でございます。以上です。
議長	(榊原淑友君) 6番、西田彰君。
6番議員	(西田彰君) 小京都の関係でございますが、前と同じような委託料、コンサルにやるということですが、なかなかこの、コンサルタントに委託するのは、この遠州の小京都に限っては、非常に専門性のある業者でなければ駄目じゃないかなっていうふうに思うんですが、森町全体の都市計画の関係なんかで頼むコンサルとは、ちょっと違うのではないかと考えますが、その辺はどうでしょう。
	それから、自主防の可搬ポンプも非常にですね、旧式になってしまって、実際町民が使うにですね、オイルがなかつたり、なかなかエンジンがかからなかつたりでね、苦労しているのが現実だと思います。その辺で早期のね、導入ができればと思って、今に入るでね、今に入るでねって言っちゃあいるけど、先日もオイルがなくて、全くこぼれてしまったと、原因はね、町民の操作のミスなんですが、そういった操作ミスが起こるような実際機械でございます。そういう点で、早期の導入がね、さればいいなと考えますけども、28年度までには入るということですが、この9台、7台は、最終的にはどこの地区になるのでしょうか。
議長	(榊原淑友君) 産業課長。
産業課長	(三浦強君) ただ今の委託業者という問題でございますが、現在作業部会を、まちづくり推進会議の作業部会を、毎月1回

ですね、定例会を開催をしております。本年度に入りまして3回ほど開催をしておりますが、メンバーも20代から60代と、職業もそれぞれの方々の職業で、いろいろな意見、考え方、また議論もされているわけでございます。そうした中で、先ほど申し上げましたが、飽くまでもこのとりまとめをするのは、飽くまでもメンバーが主としてとりまとめるということで、そのサポートと、運営支援ということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

- 議長
防災監
- (榊原淑友君) 防災監。
(村松利郎君) 平成27年度の9台、平成28年度の7台につきましては、平成27年度9台というのは一宮地区、それから森地区で2町内会が残っておりますのでその更新、それから、平成28年度の7台につきましては、今まで更新されなかつたものの残りとなります、中川上、市場、下飯田、それから福田地とか戸綿等々あります。以上です。
- 議長
6番議員
- (榊原淑友君) 6番、西田彰君。
(西田彰君) 基本構想の策定でございますが、しつこいようですが、皆さんが一生懸命知恵を出していただいて、小京都らしさが漂うまちづくりというものをやっていただいているのには敬意を表しますが、結論ありきでもしね、進められてしまうとですね、先ほども申しましたように、今までのいろいろコンサルを受けて作られたものですね、絵に描いたものになってしまふような気がします。是非ね、本当にその人たちの意見をしっかり取り入れた、コンサルがまとると、また、サポートもするということでがんばっていただきたいですが、もう一度絶対そうなりますと、確約をできるか。
- 議長
産業課長
- (榊原淑友君) 産業課長。
(三浦強君) 再度のご質問でございますが、町の状況をよく把握しているという点と、総合計画などを参考にですね、よりわかりやすい構想、皆さんご理解いただけるような構想作りを支援

をいただくというものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 2点ほどお願ひしたいと思います。

歳出の6ページの0001の総務課のコミュニティ助成金ですけども、対象事業は幾つかある、その中の区分の一般コミュニティということで、祭り用品という中で10分の10の2,500千円ずつの2町内会、宮代西と下宿、助成金というのは、1回限りなのか、あるいはこれ何回もこの助成金は、町内会の組織の中で、祭りに関する部分、この一般コミュニティの区分に入るわけですけども、この祭りイベントは。祭り用品は。その中で1回限りなのか、各町内会。この点聞きたいと思います。

それと、大変小さい補助金ですいませんけども、10ページの産業課の0001、商工振興費、森の石松商標権取得補助金、この件について、詳細説明をお願いしたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 総務課長。

総務課長 (杉山眞人君) 総務課長です。5・6ページのコミュニティ助成金、1回限りかという、このようなご質問かと思いますが、1回限りではございません。ただし、県下でも非常に使い勝手のいい助成金ということで、2回目となるとなかなか採択は難しい所はございます。今回下宿の町内会、採択されました、下宿の町内会につきましてはですね、今回2回目の採択となっております。ですから、1回限りということではないのですが、なかなかですね、県下でたくさん要望が出て参りまして、大体、今回2町内会採択になりましたけども、大体は1市町1町内会というのが原則ですので、72町内会ございますと、すべての町内会が要望を出しますとですね、どうしても2回目というものは採択が難しくなってくると、このようにご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町 長	(村松 藤雄 君) コミュニティ助成金については、基本的には森町が頂けるのは 1 箇所が基本でございます。そうなりますと、多くの町内会が要望出てきますとですね、まずは頂いていない町内会を基本とするということになりますので、県の方に低い順位で要望をしますとですね、基本的には推薦順位を優先されますから、2 回目というのがなかなか採択されにくいということになります。
	今回下宿がなぜ採択をされたかという部分については、森川橋関連の事業ですね、協力していただいたという特殊事情がございますので、順位を上げて要望したということですので、基本的には 2 回目の採択はなかなか、ノーということではないんですけども、採択されにくいということをご理解いただきたい。
議 長	(榊原 淑友 君) 産業課長。
産業課長	(三浦 強 君) 産業課長です。森の石松の商標権の取得補助金でございますが、100千円ということでございます。これは、森町商工会が取得を予定しております、森の石松商標権移転に伴います、商工会への補助金ということで、本年の 5 月 1 日に、森の石松商標権の移転に関する覚書が、町長室で締結をされました。これは、譲渡人は森町牛飼の田中宏佳さん、田中製菓の社長さんでございますが、後、譲受人が先ほどから申し上げておりますが、商工会の会長山本充喜でございます。以上です。
議 長	(榊原 淑友 君) 12番、小沢一男君。
12番議員	(小沢 一男 君) 特許権という、取得権っていうのは、特許庁に登録して、この独占権を得るための手続も必要だと思うんですけど、田中製菓では、森の石松の商標権はもう取得してある。もし、その取得してある特許権、特許庁に出して、これお教えいただきたいんですけども、この取得権っちゅうのは、おおよそお金どのぐらいかかるですか。取得するには。
議 長	(榊原 淑友 君) 町長、村松藤雄君。
町 長	(村松 藤雄 君) まず、この森の石松は特許権でなくてですね、商標権でございます。この森の石松という商標権が設定されて

おりまして、これは対象が菓子類でございまして、森の石松という名前の菓子を作ることは、この商標権が設定されいますのでできないと、この商標権を持っている人しかできないということで、この田中さんも、この商標権を別の人から買って取得したところでございます。現在田中さんが持っております、交渉の結果、500千円ならば売却してもいいですよという話になりましたので、その500千円についてですね、それぞれ関係する人たちが協力し合って商工会に取得していただきましょうと、こういうふうになりまして、まず観光協会、菓子組合、遠州三木の里連、そして森町、それぞれが100千円ずつ負担をして、この500千円の森の石松商標権を、商工会が取得していただいて、そこに町が補助金を出しますと、こういう内容でございます。

議長　（榎原淑友君）他に質疑はありますか。

1番、伊藤和子君。

1番議員　（伊藤和子君）1番、伊藤でございます。1点のみお伺いいたします。歳出の5・6ページでございます。4款1項2目、予防費950千円についてお伺いいたします。

平成27年4月から、子ども・子育て支援制度がスタートする予定でございます。森町も、今後の支援対策の計画の準備に取りかかっていることと思われます。今回の場合は、国の地域少子化対策強化交付金を活用して、子育てママ応援家庭訪問と、子ども発育支援事業を実施するための経費ということでございます。この事業に対しての詳細説明をお願いいたします。

議長　（榎原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長　（村松富夫君）保健福祉課長でございます。まずこの交付金の関係でございますけども、国の補正予算によりまして、2月の17日から適用になった交付金でございまして結婚、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援を行うことによって、少子化対策を強化するというもので、県からの間接補助になります。具体的な事業内容でございますけれども、伊藤議員の言われたように、子育てママ応援

家庭訪問事業、これは、妊産婦を対象とした精神的支援を行いたいということで、継続的な支援が必要な妊婦や乳幼児宅に、保健師、それから看護師等が定期的に家庭訪問するというものでございます。

それから、子ども発育支援事業につきましては、1歳6箇月児検診、それから2歳6箇月児相談、3歳児検診、それから子育て支援センターが行っている、2歳児対象ののびのびクラブを実施する際に、臨床心理士に来ていただきまして、個別面接、あるいは集団講話等をして、発達障害児等の特別な支援をする子どもを早期発見し、早期療育につなげるという事業でございます。以上です。

議長

(榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子君) ありがとうございました。今回ですね、今ご説明していただいたものはですね、来年からスタートいたしますこの新制度に対して、この事業を拡大する予定というものはございますでしょうか。

議長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉
課長

(村松富夫君) 伊藤議員の言われました、子ども・子育て支援事業計画でございますけれども、森町では4月の始めから第1回の会議が始まりますけれども、その中で検討していく形になりますけれども、この事業との関連につきましては、まだ計画されていないと言いますかですね、この事業自体が先ほど申し上げましたように、緊急にというか、急に決まったというところがありまして、来年度はこの交付金があるかどうかというのがまだ分からぬというところがあります。したがいまして、継続的にやっていきたいとは思っておりますけども、その会議の中でまた検討しながら、事業を推進していきたいと思っております。

議長

(榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

1番議員

(伊藤和子君) 是非ですね、森町独自の子育て支援の対策を考えていただいて、来年度から始まる新制度に対しての準備もですね、今のうちの心がけていただきたい、そのように思っております。

す。以上でございます。

議長 (榊原淑友君) 5番、鈴木托治君。

5番議員 (鈴木托治君) 5番、鈴木です。先ほども出ましたけど、旧森町清掃センターについての考え方を教えていただきたいと思います。

実は私は、今回この清掃センター解体に110,000千円近い金額を当てておりますけど、本当に今それをやる必要があるでしょうかという、というのは、町の中にあって景観的に非常に見苦しいとか、あるいはダイオキシンが出ていて環境破壊につながるとか、そういうことならばともかくとして、私はそのままでも、この110,000千円は今もっと少子化対策とか、若者の定住促進とかそういうものにこの金額を当てるべきであって、別に対してもそこにあることによる影響が少ないならばですね、そういう予算の使い方というのも、選択肢の中になかったのでしょうか。その点1点お願ひします。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) まずは、清掃センターについてですね、終了したということは、当然撤去をすべきだと、このように思います。ご承知のように、いつ撤去すべきかということになるわけでございます。今回お願いする撤去事業費の3割が、特別交付税で措置されると、こういうものはですね、恒久的なものではないんですね。年度年度、年度当初で決められてくるものでございます。そうなると、まずはそういう予算を見通しながらやっていく必要があるだろうと。

それから、次にこれから消費税等々が値上がりするとですね、建設費そのものもですね、また高騰してくるという恐れがございます。そして、後はもう一つは森町の体力が、ある程度こういうものを撤去する体力があるうちにやっていく必要があるだろうと。こういう諸々のことからですね、私は首長として不要なものはきっちり整理をしておくと、後に負を残さないということが必要ではないかと、このように思って今回お願いをするところでございますので、是非

	ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	7番、太田康雄君。
7番議員	(太田康雄君) 何点か伺わせていただきます。
	まず、歳出5・6ページ、3款1項1目の社会福祉総務費、社会福祉総務経費臨時雇賃金1,032千円、それから、4款1項1目、保健衛生総務費、同じく臨時雇賃金2,753千円、職員の出産に伴う休暇によって臨時雇賃金をという説明でございましたが、それぞれですね、人数と期間といいますか、今年度に限ってのことでしょうから、今年度における期間、人数を、また、担当の係をお願いいたします。
	同じく5・6ページの4款1項2目、予防費、地域少子化対策強化交付金事業につきましては、事業の内容につきましては先ほど伊藤議員の質疑への答弁によって伺いましたが、予算の内容ですね、臨時雇賃金600千円、報奨金が230千円、消耗品が118千円ということですが、この予算の内容についてお願いいいたします。
	それから、7・8ページ、4款2項1目、清掃総務費、工事請負費の清掃センター解体撤去工事113,000千円、ただ今も鈴木托治議員から質問がされたところでありますが、3月議会の常任委員会の中で伺ったことですけども、25年度に清掃センターの解体工事設計業務委託料が計上されているが今後はどうかと、今後の計画はどうかという委員会の中での質問がございました。そのときの答弁では、老朽化した公共施設にかかる起債制度及び交付税措置などの制度内容を見ながら、場合によっては来年度の年度途中に補正予算をお願いするかもしれないということで、今回その交付税措置があると認められるということで、補正予算で予算計上がされてきたものと承知をしておるわけですが、この委員会の中で説明がありました起債制度につきましては、今回取り入れてないということは、これよりは交付税措置の方が有利であるということであろうかと思いますが、この起債制度について、何か情報がありましたらお願いいいたします。

ます。

それから、9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費、町単独道路改良事業のうち工事請負費5,000千円、先ほども建設課長の方から説明を頂きましたが、森幼稚園線の側溝の布設替えということですが、今後の道路事業に影響のないように行うということですが、現在の道路の中央付近に設置されている側溝を付け替えるということですけども、現在の側溝の部分は完全に埋めてしまふのか、どういう措置をされるのかということと、結構大きい側溝が現在設置されていると思います。山を抱えているということで、雨水等の流量が多いという計算の元で、当時大きなものが設置をされていると思うが、今回ですね、布設替えをするに当たって、その辺の側溝の大きさ等どのようになるか、現在分かっているところがありましたらお願ひしたいと思います。

それから11・12ページ、10款3項1目、学校管理費、中学校施設整備費のうち工事請負費、森中学校の給水配管布設替工事3,780千円が計上されております。先日も森中の校長先生の方から2度も漏水があったというお話を伺っておりましたら、早速こうして補正で対応していただいているということで、大変有り難いことだと思います。この工事時期につきまして、工期がどのくらい、いつからどのくらいの期間で予定をされているのか、また、工事の内容についてお願ひしたいと思います。

また、森中学校に限らずですね、町内の小・中学校、幼稚園、同じような給水配管設備があろうかと思いますが、他の施設において漏水の状況があるのか、また、同じように老朽化して漏水が見込まれるところがあるのか、その辺の今後の改修の計画、予定等がございましたらお願ひしたいと思います。

10款5項4目の文化振興費、臨時雇賃金ということですが、4月の人事異動によりまして1名減という形でスタートしておりますが、そこに臨時雇を行うという説明がありました。こちらもですね、期間と人数、また、どのような、少し専門的な分野になろうか

と思いますが、どのような人を考えておられるのか、あるいは既に雇用されているのか。

それから、同じく10款5項6目の歴史民俗資料館費、諸備品購入250千円ということで、当初予算で300千円、パネルの購入であったと思いますが、今回250千円の補正ということですが、この内容についてお願ひします。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を10時55分から行います。

(午前10時42分 ~ 午前10時55分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

建設課長。

建設課長 (鈴木可浩君) 建設課長です。先ほど議案第48号、森町税条例の一部を改正する条例についての議案審議において、太田議員からのご質問、耐震改修時の減税措置等について建設課ではPRしているかというご質問ですけれども、建設課では、そういった建物の耐震について補助を行っております。その補助の申請時、通常建築士さんが建設課の方へみえて申請をされております。そのときにはこういった減税の優遇措置等があるという旨のお話をさせていただいております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長でございます。まず最初の6ページ、3款1項1目の賃金の関係でございますけれども、厚生係、事務職員1名の産休・育休に伴う臨時雇いでございますけれども、予定日が10月でございまして、8月から3月までの8箇月間を予定しております。

それから、4款1項1目の賃金でございますけれども、保健スタッフ、保健師2名の同じく産休・育休に伴う臨時雇いでございます。1名につきましては10月の予定日で、7月から3月までの9箇月間、それから、もう一人が11月が予定日で、10月から3月までの6箇月間の補正予算を計上しております。

それから、6ページから8ページにかけましての、地域少子化対策強化交付金事業でございますけれども、一つ目の子育てママ応援家庭訪問事業につきましては、最初の賃金の600千円、これは週1回訪問で3人の職員がそれぞれ訪問する予定ということあります。

それから、需用費の消耗品費、118千円のうち18千円でございますけども、この訪問に係る訪問バック等の費用です。

それから、負担金でございますけれども、非常勤公務災害補償組合の負担金3名分ということになります。

それともう一つの事業、子ども発育支援事業でございますけれども、8ページの報償費230千円、これは心理士の報奨金ということで、23回を予定しております。

それから、需用費の消耗品費118千円のうち100千円ということで、絵本、パンフレット、玩具を予定しております。以上でございます。

（ 榊原淑友君 ）住民生活課長。

（ 村松弘君 ）住民生活課長です。解体費に関わります地方債の件でございますけども、26年度におきまして、国の方からですね、公共施設等の総合管理計画というものを策定して、その中ですね、解体を計画の中に入れた場合にはですね、解体費について地方債を充当することができるというような制度が創設されました。その制度の中身とですね、今まで、先ほど町長からもありましたように、特別交付税で3割措置されるというところの取扱いがですね、この地方債制度が創設されたことによって今後維持されるのかどうかというようなこともございまして、見極めをしていたところでございます。

地方債の制度につきましては、充当率75パーセントで、後年度の交付税措置はないということでございます。それから、特別交付税については引き続き30パーセントの措置があるというような情報も頂きました、今回予算を計上させていただいたところでございます。以上です。

議 長	(榊原淑友 君) 建設課長。
建設課長	(鈴木可浩 君) 建設課長です。9・10ページの8款2項3目の道路改築工事5,000千円ですが、町道の森幼稚園線の側溝の布設替えの工事です。議員のご質問、既設の側溝については埋めてしまうのかというご質問、それと、側溝のサイズのご質問だったかと思思いますけれども、お手元に配付させていただきました議案の説明資料の図面が一枚ございます。その右の方に標準断面図という図面が載せてございます。そこに赤い線で描いてあるのが、今回やる計画の絵です。ということで、その左側に黒く描いてある絵が現況の側溝ということで、この黒い現況、50センチ50センチ、縦横50×50の現場打ちの側溝ですけども、これについては撤去して処分するということで、現場には残しません。
	それともう1点、サイズですけども、この図面を見てもご覧の通り、大きさについては変えません。通常、こういった道路側溝は内径が30センチ30センチ、縦横30×30の側溝ですけども、ここについてはその2.8倍ほど大きな500×500といいまして、50センチ50センチの大きな側溝を布設してあります。このサイズについても今のサイズと変えないような設計とさせていただきます。以上です。
議 長	(榊原淑友 君) 学校教育課長。
学校教育 課 長	(大場満明 君) 学校教育課長です。11・12ページの、森中学校給水配管の布設工事の時期、内容についてまずお答えいたします。
	工期につきましては、やはりこれも夏休みに工事を計画しております。というのは、やはり生徒が入る校門入り口の所をやっていかなければいけませんので、7月の末から8月の末の予定でございます。
	それから、工事の内容につきましては、森中学校の上水道からの取入口につきましては、坂を上がったプールの手前になっております。そこからプールの横を通りまして体育館の横、それから玄関を横切って給食棟と校舎の間を通って、校舎裏の受水槽まで、ここに

接続しております。この間の配水管が老朽化によりましてかなり腐食をしているということで、今回もその間で2箇所の漏水がございました。したがいまして、その部分の約130メートルですけれども、その部分の配水管の付け替えを実施したいと考えております。

それから、町内の他の学校の老朽化に伴う漏水はあるかというようなことでございますけども、ここ数年ですね、年に1、2度漏水ということで連絡を頂き、その都度直しているというのが現状でありまして、耐震補強工事、それからトイレの工事等で、学校施設の中につきましてはかなり新しい配水管になっておりまして、問題はありません。問題があるのは、やはり手前の所の地下に入っている部分ということで、この部分につきましては、なかなか実際起きてみないと分からないという部分がございますので、現状の所では様子を見ながらやっているというのが現状であります。以上でございます。

議 長

(榊原淑友君) 社会教育課長。

社会教育
課 長

(鈴木富士男君) 社会教育課長です。11・12ページの、10款の所の臨時雇賃金でございますが、現在1名の臨時雇いを予定しております、実際には5月からお願いをしております。2箇月間、5月6月分2箇月間を総務課の方にお願いをしまして7月以降の3月末までに9箇月間を、この補正予算にて支出をして参りたいと考えております。

業務の主な内容につきましては、収集資料、かなりまだ残っております、また、新たに増えているものもございまして、その収集資料のお手伝い、それとか文化協会や保存会等の事務局の事務、それから来客者等の対応等の事務を行っていただく予定であります。

それから、その下の歴史民俗資料館費の備品購入費でございますが、ノートパソコンが現在あるんですが、それが平成16年に購入したものでございまして、故障がちで、突然使用不能になることがあるということで1台、それから、このノートパソコンにつきましては、WindowsXPがOSで、この頃問題になっておりますので、セキュ

リティサポート等の更新がありませんので、そのために安全性が確保できないため更新を考えているものであります。それから、プリンターも1台併せて、プリンターにつきましては平成23年度に購入をしたんですが、故障をしていて使用できないということで、事務に支障を来しておりますので、これも1台更新を行いたいと考えております。以上です。

議長

7番議員

(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄君) 再度伺わせていただきますが、臨時雇いの部分でありますけども、保健福祉課で計3名、1名は厚生係ということがあります、他の2名は保健師二人の替わりであるということですので、当然臨時でお雇いする方も保健師の方かと思いますが、そういう有資格者の臨時雇いと募集に対して、採用が困難ではないのかなというような気もするわけですけども、そういう専門職の臨時雇いということで、希望通りに雇うことが可能かどうかという点、それから、文化振興係の方でも1名、先ほど1問目で、専門的な知識が必要ではないかということを伺ったわけですが、その点はいかがでしょうか。

それからもう1点ですね、10款3項1目の学校管理費で、これは旭が丘中学校の給食棟耐震補強工事にかかるものだと思いますが、特定財源として地方債が11,400千円、その他として分担金ですか、4,100千円という内訳になっておりますが、歳入の方を見ますと21款1項6目の教育債、学校教育施設耐震補強事業4,100千円と、同様11,400千円と、全国防災事業債と緊急防災・減災事業債ということで、歳入の方では町債ということになっておりますが、歳出ではその他ということですけども、ここの違いを説明をお願いします。

議長

保健福祉

課長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

(村松富夫君) 最初に保健福祉課の職員、保健師の採用でございますけれども、実際の所まだめどは立っておりません。ハローワークにも募集をかけていこうというところでございますけれども、各市でもかなり不足していて、難しいという面が見られます。

何とか良い方がいればという希望的なものもありますけども、もしもし保健師が確保できない場合には、事務職員でも採用して、対応して参りたいと思っております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 社会教育課長。

社会教育課長 (鈴木富士男君) 社会教育課長です。文化振興費の臨時雇賃金の臨時雇いの件ですが、専門的な知識は必要ないと考えております。それはどうしてかといいますと、正規職員がおりますので、その指導の下していくということと、主に事務関係の方をやっていただくという形で考えております。以上です。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。

(午前 11 時 9 分 ~ 午前 11 時 14 分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。
企画財政課長。

企画財政課長 (長野了君) 今のご指摘でございます。歳出の方の 11・12 ページ、学校管理費の特定財源、地方債が 11,400 千円、その他が 4,100 千円、歳入の方については地方債、町債になっているけれどもということでご指摘でございます。これは、その他のところではなくて地方債のところに入る、間違いでございます。申し訳ありません。システム上充当するときに手違いがあったようです。訂正してまた配付させていただきます。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

9 番、山本俊康君。

9 番議員 (山本俊康君) 歳入の方から質問をさせていただきます。歳入の方の 2 ページ、17 款の寄附金ですが、今回もヤマハさんの方から有り難い寄附金を頂けるというふうなことで、今回で 6 回目になろうかなというふうに思いますが、教育費、寄附金で、今回（中央体育館分）と書かれているわけですが、これは寄附者の要望があって、この体育館の方の建設だとは思うですが、そちらの方に充てていただきたいというふうな趣旨で頂いたものなのか、今回こうして書かれているのが初めてだったもんですから、お聞きをしておき

たいと思います。

それから、今度は支出の方ですが、支出の方では先ほど話をしたスポーツ振興基金の方へ、このヤマハさんものについては、基金を積み立てますよというふうなことで書かれているわけですが、こちらの方では中央体育館分とはされていないわけですが、そこら辺、今書かれている内容についてお聞きを先にしておきたいと思います。

それから、同じページの2款の10で情報管理費、これは今回電子計算業務費というふうなことで、マイナンバー制度の対応のためのですね、業務というふうなことで、今回24,138千円の補正をかけられているわけですが、その中でソフトの保守委託料2,376千円、これは国保の方の法の一部の改正に伴うシステムの改修だというふうなことですが、これがマイナンバー制度に関わるものなのか、そこをちょっとお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それから、10ページ、9款の消防費で防災施設の整備として、自治総合センターからのコミュニティ助成金をずっと頂いて、有り難い話ですが、今回これをですね、23年から28年にかけて、自主防の可搬ポンプの整備をしていくというふうなことですが、これは28年でほぼ整備が終わるというふうなことのようですが、それから先、こういう補助金が頂けるというふうなことであれば、これから先の計画というですか、そういうものがあるかどうかをお聞きをしたいと思います。以上です。

議長　（　榎原淑友君　）社会教育課長。

社会教育課長　（　鈴木富士男君　）歳入ですが、17款の寄附金、教育費寄附金のところでございますが、中央体育館分としてございますのは、これは当初5年という計画の寄附の予定でございましたが、もう少し継続をしていただけるということで、寄附の明細がわかりやすいように、中央体育館分とさせていただいたものです。

議長　（　榎原淑友君　）企画財政課長。

企画財政　（　長野了君　）少し補足させていただきます。当初予算で

課長	もね、同じような記述をさせていただいているんですけれども、昨年のですね、それこそ教育費の寄附金で、図書の購入に寄附を頂いたり、教育関係ですね、他の項目でも寄附を頂いたもんですから、その分けがわかりやすいように、中央体育館分というふうに記載してございます。なので、総合体育館の建設に充ててほしいということではなくて、今までのスポーツ振興基金の条例にあるようにですね、社会体育関係のものに使っていただきたいということで寄附は頂いておりますので、所管を表現したものでございます。なので、寄附者が中央体育館分ということではありませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。
議長	(榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。
町長	(村松藤雄君) コミュニティの防災についてはですね、あと2年間時間がございますので、この2年間の間に次はどういう施設を整備すべきか検討して参りたいと、このように思います。
議長	コミュニティの防災補助金については、対象は各コミュニティということなんですけども、それを我々ちょっと知恵を絞りましてですね、園田地域全体を一つのコミュニティだととらえて、各地区ごとに、例えばポンプの場合は4台ないし5台お金を頂けるもんですから、そういうふうにして整備をしてきたわけです。ですから、これからやはり一つの町内会ということよりも、一つの地域ごとにお金を頂きながら、何を次はそろえていくかということを検討して参りたいと、このように思っているところでございます。
総務課長	(榊原淑友君) 総務課長。
総務課長	(杉山眞人君) 総務課長です。ページ6ページの委託料、ソフト保守委託料、内容はということだと思いますが、これにつきましては、番号制度ではなくて、先ほどご審議いただきました議案第50号の、森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の中の内容を変更すると。先ほどご審議いただきました低所得者に係る軽減措置等、そういうものの拡充等を今回改修すると、こういうことでございます。以上です。

議長	(榊原淑友君) 9番、山本俊康君。
9番議員	(山本俊康君) 歳入の方の寄附金の関係については、5回は頂けると、今回もまた6回目を頂けたというふうなことで、非常に有り難いわけですが、寄附者がそういうふうな意味で中央体育館というふうなことではないということですが、寄附の方へ中央体育館分と書かれていたもんですから質問したわけですが、できればこれからは基金積立の方に分けた方がいいような気がするですが、寄附の方へ書くんじゃなくて基金の方へ、これは体育館分とか、スポーツ振興基金の中の施設のものであると色分けするであれば、そのような方が、寄附の方だとどうしても寄附者がこういうところへ入れてもらいたいという要望があつて書かれているような感覚で受けてしまうわけですが、そこら辺はどうなのかなというふうに思います。
	中央体育館というふうにさつきも書かれていたわけですが、そうすると支出、これから計画の中で、今まで頂いた6,000千円、利息も付いていると思うですが、それについては体育館の建設に充てていくというふうな意味合いでとっていいのかどうか、今までにこの寄附を頂いたものについて、スポーツの関係で全国大会に行く選手が森町の中でもいたというふうに思うわけですが、そういったところに今まで支出した経過があるかどうか、そこら辺をちょっとお聞きをしておきたいと思います。
	それから、情報管理費の中のマイナンバー制度の関係ですが、国保の関係についてはマイナンバー制度とは違うというふうなことですが、国から頂けるこの補助の8,966千円ですが、これは単にマイナンバー制度へ対応するための補助の額というふうに受け取っていいのかどうか。
	それともう1点、このマイナンバー制度のための21,762千円の整備をするわけですが、これでこのマイナンバー制度の対応はすべて十分なものになるのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいと思います。

また、町長から答弁を頂きましたコミュニティの助成金ですが、是非いい計画を出していただいて、せっかく頂けるものでは是非もらっていただきたいなというふうに思います。以上です。お願ひします。

議長　（ 榊原淑友君 ）町長、村松藤雄君。
町長　（ 村松藤雄君 ）まず、葛城のレディースオープンで1,000千円頂いている部分についてはですね、スポーツ振興に使わせていただきますと、私は頂いているときに皆様方に、寄附をしてくださる方にそのように申して頂いておりますので、スポーツ振興に寄与する使い方をしていきたいと、このように思っております。

今まで実績があるかということですけども、まだこの基金を取り崩して、全国大会に盛大に行くというような事例はございませんので、この基金を取り崩しての事例はございません。

所管課を明示するということなんですけども、基金のある部分についてはよろしいかと思いますけども、基金のない寄附もございます。要するにヤマハレディースオープンのときにはスポーツ振興基金に使いますよというふうに言っているわけですけども、スポーツ振興に使ってくださいといつても、そういうふうな基金をつくってないところもございますので、そうなるとどういう表現をするのかというふうになりますので、基金については、ある程度所管が決めてあるところ、要するにこういうものについてはスポーツ振興に使いますよというところについては、その所管を明示する方が理解しやすいんじゃないかということで、今回このように書かせていただいたところでございます。どういう表現がいいかは、今後もちょっと検討をして参りたいと、そのように思います。以上です。

議長　（ 榊原淑友君 ）総務課長。
総務課長　（ 杉山眞人君 ）ページ2ページ、歳入8,966千円でございますが、これにつきましてはすべて、社会保障・税番号制度システムの改修の補助金ということで、国保の関係につきましては、町の単独ということでございます。

それから、これですべて改修が終わるのかという、こういうことでございますが、まだ厚生労働省関係のシステム改修が、これから国の方から説明されてくると考えております。改修といたしましては、国保、後期高齢者、介護、児童福祉、障害福祉等、そういういた諸々が全くまだ示されておりませんので、これが示され次第、また補正をお願いしていくと、このように考えております。以上です。

議長　（　榎原淑友君　）他に質疑はありませんか。

（　発言する者なし　）

議長　（　榎原淑友君　）「質疑なし」と認めます。

日程第5、議案第52号「平成26年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

（　太田康雄君　）今回、国からの補助金の内示を頂いて、補正予算の増額ということでございます。また、補正予算での整備箇所図も頂いておりますが、この図を見させていただきますと、新田赤松線の補助分として延長383メートルで、重なる部分でですね、単独分として80メートルという表示になっておりますが、これはどういうふうに理解をすればよろしいでしょうか。

それから、新田赤松線の郵便局前付近までは、片側に赤い印がされておりますが、これは片側の舗装という意味で、工事として片側を汚水管渠工事を行って、その部分だけ必要であるということをこういう表示になっているのか、その点をお願いいたします。

また、今回は三つの工区の分について、舗装復旧の補正予算が出されておりますが、これ以外の今年度、25年度の繰越し分を含めて、今年度事業、汚水管渠工事を行うところの舗装復旧については当初予算で盛り込まれているという理解でよろしいでしょうか。

議長　（　榎原淑友君　）上下水道課長。

上下水道　（　山田裕一君　）ただ今の太田町議のご質問にお答えします。

課長 1点目のお分けした参考資料の、町単独分が新田赤松線の補助の途中に入っている理由でございますが、この図面は舗装の工事の予定図面でございまして、管の埋設はその町単独分80メートルの一番郵便局寄りが、下水の管の始まりになる所で、そこから遠江総合高校側に排水の管がいっております。ですので、その単独分、80メートルより、遠江総合高校分の部分が管工事の補助分で、それにつく単独分が80メートル、その80メートルを超えた郵便局側が、今度は町道の駅前下宿線側に汚水の流れる方向が管の工事で施工されてます。ただ、舗装は一連でしますので、つながったような参考図面になっております。

次に、新田赤松線の舗装の部分で半分になっている所の理由でございますが、一応下水道の事業、補助金を頂いて整備する舗装について、復旧の範囲という基準がありますので、2車線道路の半分を施工するので、片側のみの舗装の分が補助の対象になるということで、郵便局の少し手前までは片側、ただその先は2車線一部あるように見えますけども、管の埋設の状況で中央に近い所に入ったりする場合は全面舗装ができるということになっていますので、その辺りからは全体、2車線ある所とない所とありますけども、全車線舗装復旧ができるということでございます。

それ以外の舗装ですけども、当初で舗装は見てございません。前年度管施工した所を次年度に舗装をかけています。ただ、今年は2月に補正を頂いたので、25年の繰越しということで、今年やる、舗装する予定だったのを既に五軒丁の辺りとか、あの辺を既に工事発注して施工しております。概算ですけども、今年度管工事やる残りの舗装部分が約5000平方メートルほどが、次年度に舗装する予定になっております。以上です。

議長 （ 榊原淑友君 ） 7番、太田康雄君。

7番議員 （ 太田康雄君 ） 舗装の時期ですけれども、污水管渠工事を実施した翌年に、舗装の本気復旧といいますか、そういうサイクルになっているということでありますが、それは予算的なものなのか、

それとも地盤の落ち着きを見るというような技術的な面なのか、その点とですね、そうしますと、今回補正で上げられております舗装復旧部分は、今年度の汚水管渠工事区域だと思いますけれども、そうすると今回補正で認められれば、この実際の工事時期がいつ頃になるかという点と、それからですね、5月21日に25年度の繰越し分の区域の地元説明会が行われましたが、その席上、住民の方から舗装が悪すぎるという指摘がございまして、確かにもう本復旧舗装されましたけれども、下宿の堤防付近ですね、仮舗装が随分悪い部分もあったわけですが、その辺先ほど一番最初に言いました、仮舗装から本復旧までの期間をどのぐらい取るべきものなのか、また、その期間が長ければ長いほど、やはり仮舗装の状態であるわけですから、仮舗装の出来が悪いと、通行する方には大変不便になるわけですけれども、1点は仮舗装から本復旧への期間、もう1点は仮舗装が悪すぎるという指摘に対してどのように対応されるかということをお願いします。

議 長

(榊原淑友君) 上下水道課長。

上下水道

(山田裕一君) ただ今の質問にお答えいたします。

課 長

舗装の養生の期間でございますけども、1年先に送る理由としては、その間に交通量が多い所はそれなりに転圧ができるという理由でございます。舗装復旧の箇所でございますけども、本復旧までの時間ですけども、一応今年度1月中には発注して3月、配管工事の工期のこともありますけども、1月には発注して、3月、年度内までの工期で行う予定です。

あと、説明会でご指摘のあった仮舗装が悪いという箇所でございますが、地盤等の関係で、なかなか復旧をしてもすぐに仮舗装だと悪くなってしまうということで、業者が管理している間は業者に指示をしたり、また、町が管理しなければいけない時期については、現状をよく見ながら復旧をしております。昨日の説明会の後も、一部悪い所がありましたので、金興さんの方ですけども、そういう所は注意をしながら見て、復旧してこれからもいきたいなと思って

	おります。以上です。
議長	(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。
7番議員	(太田康雄君) すいませんもう1点、この補正の箇所でですね、駅前下宿線が予定に入っていますが、この区間はよく地元では昭和通りと呼んでおります。森町でも既に珍しくなってますけども、コンクリート舗装の所でありまして、今度公共下水道事業に伴って全面舗装をやり直すということですが、復旧というと前に戻してコンクリート舗装なのか、それとも他の部分と同じようにアスファルトになるのか、その辺はいかがでしょうか。
議長	(榊原淑友君) 上下水道課長。
上下水道課長	(山田裕一君) 駅前下宿線の舗装の構成でございますが、どういう復旧にするのかということですけども、将来の維持管理等も考えて、アスファルト舗装で復旧をする予定です。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第6、議案第53号「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
議長	(榊原淑友君) 9番、山本俊康君。
9番議員	(山本俊康君) 1点だけお聞きをさせていただきます。今回は資本的収入及び支出のところでですね、建設改良費で7,560千円、これについては今年度県道宮代赤根線の禊橋の架け替えの関係で展開しているこの上水道の配管が一緒になるため布設替えを行うというふうなことですが、こここの地域についてはそれこそ新東名も通り、大分賑わいを見せる地域であるわけですが、将来的に考えると、こここの開発、又は賑わい、そういうものを考えるとですね、現状の、今回布設替えをするというふうなことですが、同経の管を入れるのか、若しくは将来を考えてもう少し太いものにしていくのか、

	また、年数はどれくらいたっているかよくわかりませんが、品質のこともございますので、管そのものの材質、そのものも向上させた配管を計画をしていくのか、そこら辺の点だけお聞きをしたいと思います。
議長	(榊原淑友君) 上下水道課長。
上下水道 課長	(山田裕一君) ただ今の山本町議のご質問にお答えします。 禊橋の架け替えに伴って復旧する配水管の経でございますが、同経かという質問ですけども、同じ100ミリの管を布設する予定でございます。
	材質でございますが、今布設をしてある管がですね、耐震性のあるポリエチレン管の100ミリの管、一応抜けにくいといわれている準耐震というやつですけども、その管で布設する予定でございます。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第7、議案第54号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	7番、太田康雄君。
7番議員	(太田康雄君) 収益的収入及び支出で、収入の医業外収益5,261千円の県補助金の増額ということになりますが、これは第3次地域医療再生計画の在宅医療災害医療推進事業補助金であるという説明を頂きましたけれども、この在宅医療災害医療推進事業というもののが内容について、少しご説明を頂けたらと思います。
議長	(榊原淑友君) 病院事務局長。
病院 事務局長	(西谷勉次君) 病院事務局長です。ただ今の太田議員のご質問ですけど、在宅医療推進事業費補助金であります。これについてはですね、森町病院の方ではですね、平成24年度から国の補助を頂いて在宅医療連携拠点事業というものをやっております。引き続

き平成25年、それから平成26年とですね、今申されました補助金については県費の補助金ということで内示を頂きました。本年度についても5月の13日に内示を頂いて行うものですけど、事業自体は継続的にやっておりまして、具体的に申し上げますと、病院・診療所施設・薬局・地域包括支援センターですね、そちらの方々が集まつての多職種合同カンファレンスの開催ですとか、在宅医療講演会の開催、それから在宅医療推進のための職員配置であるとか、広報のためのパンフレット作成、そういうものを実施してきております。以上です。

議長

7番議員

(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄君) そうしますと、この森町病院としての、この事業の補助金をどう活用するかということについては、この事業を進めていく上で、人的な部分で当然補助金があってもなくてもその事業を行うわけでしょうけど、その補助金を頂くことで人件費の部分に充てることができるという理解でよろしいでしょうか。

議長

病院
事務局長

(榊原淑友君) 病院事務局長。

(西谷勉次君) 今のお話を聞いていただいたとおりでございます。人件費ですね、今在宅支援室という所で病院はやっておりますけども、そちらの看護師、それから社会福祉士のものが在宅医療コーディネーターということになるわけですけど、その2名の人件費を充てる予定でございます。以上です。

議長

1番議員

(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

(伊藤和子君) 1点のみ教えていただきたいと思います。ページ5ページ、建設改良費3,666千円につきましては、故障等による緊急対応として、臨床検査科医療機器の血圧脈波検査装置1,976千円、栄養科の備品のスチームコンベクション1,670千円を整備するものということでございます。この整備の期間中なんですけれども、どのような対応をするのかということでございます。例えば、業者に来ていただいて1日で済むものであるものなのか、又はです

ね、整備の期間が長く係るものに関してはどのように対応するのか。整備の期間中ですね、患者さんに対しては支障がございませんでしょうか、その辺りをお伺いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

- 議長 (榊原淑友君) 病院事務局長。
- 病院事務局長 (西谷勉次君) ただ今の2点についてお答えいたします。
- 医療機器のですね、故障による計上の部分ですね、検査科の医療機器ですね、血圧脈波検査装置ですけど、これについてはですね、もう既にちょっと故障しております、そういうものについては、業者の方で代替の機械を置いてもらって対応しております。新しいものが購入されましたら、その段階でまたその機械に替えるという、そういうふうな措置をしております。
- それから、スチームコンベクションですけど、今現在故障はしておりませんけど、いつ故障してもおかしくない状況で、これは毎日、毎食ですね、厨房で使っている機器ですので、もし故障した場合、すぐ対応っちゃうのはなかなかできないということですので、最近かなり故障も頻繁に来ているということありますので、業者の方から危険性が非常に高いという、故障の危険性が高いということでありますので、今回ちょっと補正の方入れさせていただきました。
- 以上です。
- 議長 (榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。
- 1番議員 (伊藤和子君) ご説明ありがとうございました。それでは、今お話を伺いした中では、入院患者さんに対してと、外来の患者さんに対して、全く支障がないということでよろしいでしょうか。
- 議長 (榊原淑友君) 病院事務局長。
- 病院事務局長 (西谷勉次君) 特に支障はなくやっておりますので、よろしくお願ひします。
- 議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
次回の議事日程の予定を報告します。
6月26日午前9時30分、本会議を開会し、委員長報告及び各議案
に対する討論・採決、並びに一般質問を行います。
本日は、これで散会します。

(午前11時52分 閉会)